

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に伴う関係告示の手当てについて

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法が平成 15 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、関係告示を整備するものである。

1. 「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に係る指針」の概要

(1) 経営基盤強化計画において策定を求める改革方針の内容

- ・ 法第 2 条第 2 項第 2 号イに規定する収益性の高い分野への特化又は参入とは、金融機関等の従前の業務のうち相対的に収益性が高い業務分野への経営資源の配分を強化すること又は相対的に収益性が高い業務分野を新たに営むことをいうものとする。
- ・ 法第 2 条第 2 項第 2 号ロに規定する業務の合理化又は業務の提供方法の改善とは、金融機関等の従前の業務のうち相対的に収益性が低い業務分野を整理すること又は金融機関等の業務をより効率的に提供するため新規設備の導入その他の方法を採用することをいうものとする。
- ・ 法第 2 条第 2 項第 2 号ハに規定する業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分とは、営業又は事業区域が重複する営業所又は事業所の施設、遊休状態にある不動産その他の業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産を処分することをいうものとする。

(2) 経営基盤強化計画の認定基準の内容

- ・ 法第 5 条第 1 号に規定する収益性の相当程度の向上を、業務粗利益、経費、業務純益、不良債権処理損失額、株式等関係損益、当期利益、預貸金利鞘、総資金利鞘、自己資本比率、リスク管理債権比率、預貸率その他これに関連する指標の推移を総合的に判断して、金融機関等が業務の健全性を維持しつつ、業務の効率化を図ることを通じ、経営基盤を強化することが明らかな場合であって、経営基盤強化計画の実施期間中に自己資本当期利益率を百分率で表した値がおおむね 2 以上上昇すること（上昇後の数値が正の値である場合に限り）、経営基盤強化計画の実施期間中に業務粗利益経費率を百分率で表した値がおおむね 5 以上低下すること、を満たすことをいうものとする。
- ・ 法第 5 条第 2 号に規定する経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されることとは、経営基盤強化計画の内容が金融機関等の経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、当該計画が適切に実施される経営体制及び法令遵守体制が確立されていることをいうものとする。
- ・ 法第 5 条第 3 号に規定する経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこととは、当該金融機関等又はその子会社等が当該地域における信用供与の方針を定めそのための実効性ある体制整備を予定していることをいうものとする。
- ・ 法第 5 条第 5 号に規定する経営基盤強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこととは、当該経営基盤強化に係る金融機関等において労働組合等と必要な協議を行うことなど労使間で十分に話し合いを行うこと、かつ、経営基盤強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

2. 組織再編成金融機関等に係る優先株式等の引受け等に関し、組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件」及び「信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得に関し、信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件」の概要

(1) 組織再編成金融機関等に係る優先株式等の引受け等に関し、組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件」の概要

優先株式等の引受け等が認められる場合を、

優先株式等の引受け等により組織再編成金融機関等が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、組織再編成が行われた後の当該組織再編成金融機関等の自己資本比率を、当該優先株式等の引受け等を求める経営基盤強化計画の提出が行われる直前の決算期における次に掲げる自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

イ 組織再編成が株式移転である場合にあっては、当該組織再編成金融機関等の完全子会社となる金融機関等の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ロ 組織再編成が合併である場合にあっては、当該合併を行う金融機関等の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ハ 組織再編成が会社の分割による営業の全部の承継である場合にあっては、当該分割を行う金融機関等及び当該組織再編成金融機関等の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ニ 組織再編成が会社の分割により設立される金融機関等に対する営業の承継である場合にあっては、当該分割を行う金融機関等の自己資本比率（ハに掲げる場合を除く。）

ホ 組織再編成が営業又は事業の全部の譲受けである場合にあっては、営業又は事業の全部の譲渡を行う金融機関等及び当該組織再編成金融機関等の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ヘ その他の組織再編成である場合にあっては、当該組織再編成金融機関等の自己資本比率

協定銀行が協定の定めにより取得する優先株式等又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

とする。

(2) 「信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得に関し、信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件」の概要

信託受益権等の買取りが認められる場合を、

協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得により信託受益権等に係る協同組織金融機関が払込みを受ける額又は借り入れる額の合計額のうち信託受益権等に相当する額が、組織

再編成が行われた後の当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の自己資本比率を、当該組織再編成の直前の決算期における次に掲げる自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額の合計額を超えないこと。

イ 組織再編成が合併である場合にあっては、当該合併を行う協同組織金融機関の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ロ 組織再編成が事業の全部の譲受けである場合にあっては、事業の全部の譲渡を行う協同組織金融機関及び当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の自己資本比率のうち最も高い自己資本比率

ハ 組織再編成が事業の一部の譲渡又は譲受けである場合にあっては、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の自己資本比率

協同組織中央金融機関が取得する優先出資又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

とする。